

開発行為に関わる戸建住宅※の排水設備について

※この案内用紙では、合流地域で、排水人口150人未満かつ排水面積が200㎡未満の住宅の場合について説明しています。

開発行為による戸建住宅の屋外排水設備の管径はφ100mmで、延長(ますとますの間)は12m以内です。(条例第3条・下水道法施行令第8条)
ただし、下図に示す箇所に限り例外を認めています。

管径	延長(ますとますの間)	勾配
φ100	12m以内	2/100以上

(合流地域)

雨水を全て浸透施設に収納し、オーバーフローを汚水系統へ接続してください。

※雨どいを汚水ますに直接接続することはできません。

(分流地域)

雨水を全て浸透施設に収納し、オーバーフローを公共ます(宅内雨水)に接続してください。

雨水ます⇒雨水ます間

管径	延長 (ますとますの間)	勾配
φ100	12m以内	1/100以上

※浸透ますのオーバーフローに関わらず同様です。

雨どいから雨水ますに入れる部分

管径	延長 (ますとますの間)
φ100 (条例第3条)	12m以内
(φ75)	(3m以内)
(φ50)	(1.5m以内)

※泥溜ます、浸透施設に関わらず同様です。

公共ます 
公共ますに接続する管の延長は、管径の60倍以内です。(都要綱に準拠)

建物から出てくる汚水管(外流しの排水管を含む)の場合、長さが土中部分3.0m以内に限りφ75が使用できます。(条例第3条)

使用する場合は、土中部分の延長が確認できる表記が必要となります。

【記載例】

75VU 9.0 (うち土中3.0)

浸透トレンチ

ベランダに吹き込んだ雨の排水は雨水ですが、水道の蛇口が設置されている場合は汚水です。なお、エアコンの排水も原則汚水扱いとなります。